

(第一類 第一号)

第十三回国会
衆議院

内閣委員會議録第十五号

(六四四)

昭和二十七年四月二十三日(水曜日)
午後二時二分開議

出席委員

委員長 八木 一郎君
理事 青木 正君

木村 公平君 鈴木 明良君
田中 啓一君 田中 萬逸君
橋本 龍伍君 本多 市郎君
松本 善壽君 山口喜久一郎君
千葉 三郎君 松岡 駒吉君
今野 武雄君

出席政府委員

内閣官房副長官 菅野 義丸君
統計委員会委員長 大内 兵衛君
委員外の出席者
専門員 龜井川 浩君
専門員 小關 紹夫君

四月二日

委員稻村順三君辭任につき、その補
欠として鈴木茂三郎君が議長の指名
で委員に選任された。

同月四日

委員川端佳夫君辭任につき、その補
欠として山口大郎次君が議長の指名
で委員に選任された。

同月十日

委員坪川信三君及び平井義一君辭任
につき、その補欠として田中萬逸君
及び山口喜久一郎君が議長の指名で
委員に選任された。

同月十一日

委員平川篤雄君辭任につき、その補
欠として吉米地義三君が議長の指名
で委員に選任された。

四月二日

統計報告調整法案(内閣提出第一四
七号)

同日

軍人恩給復活に関する請願(花村四
郎君紹介)(第一八三二号)
同(花村四郎君紹介)(第一八三二号)
恩給の不均衡調整に関する請願(大
村清一君紹介)(第一八三三三号)
同(宮原幸三郎君紹介)(第一八三四
号)

同(浦口鉄男君紹介)(第一八三五号)
同(久野忠治君紹介)(第一八五八号)
同外一件(松本七郎君紹介)(第一八
五九号)
同(甲木保君紹介)(第一八六〇号)
同(川野芳滿君紹介)(第一八六一号)
同(田中啓一君紹介)(第一八六一号)
同(松本弘君紹介)(第一八六三三号)
同(江田斗米吉君紹介)(第一九一八
号)

恩給法改正に伴う養護救済等の前歴
加算に関する請願(百藤新八君紹介)
(第一八九四号)
同(田中伊三次君紹介)(第一八九五
号)

旧藤山部隊に予備隊設置反対の請
願外一件(佐々木盛雄君紹介)(第一
九一九号)
同月四日
元軍人老齢者の恩給復活に関する請
願(田嶋好文君紹介)(第一九四八号)
恩給の不均衡調整に関する請願(吉
米地英俊君紹介)(第一九四九号)
同(坂口主税君紹介)(第一九五〇号)
同外二件(平川篤雄君紹介)(第一九

五一号)

同(増田甲子七君紹介)(第一九九七
号)
同(高橋等君紹介)(第一九九八号)
同外一件(天野公義君紹介)(第一九
九九号)
同(龍野喜一郎君紹介)(第二〇〇〇
号)

同(花村四郎君紹介)(第二〇〇一
号)
同(石田一松君紹介)(第二〇〇二
号)
同(高倉定助君紹介)(第二〇〇三
号)
同(吉川久衛君紹介)(第二〇〇四
号)
同(平野三郎君紹介)(第二〇〇六
号)
同(大泉寛三君紹介)(第二〇〇七
号)
同(佐々木盛雄君紹介)(第二〇〇八
号)

同(塚田十一郎君紹介)(第二〇二九
号)
同(中山マサ君紹介)(第二〇三〇
号)
同(前田正男君外一名紹介)(第二〇
三一三号)
元軍人の恩給臨時措置に関する請願
(關谷勝利君外二名紹介)(第一九九
五号)

公務員の新恩給制度確立等に関する
請願(高橋等君外一名紹介)(第一九
九六号)
同月十日
元海軍文官の恩給復活に関する請願
(高木松吉君紹介)(第二〇五二
号)

軍人恩給復活に関する請願(長野長
廣君紹介)(第二〇五三三号)
恩給の不均衡調整に関する請願外一
件(石田博英君紹介)(第二〇五四
号)
同(村上清治君外一名紹介)(第二〇
五五五号)

同(飯塚定輔君紹介)(第二〇五六
号)

同(神田博君紹介)(第二〇五七
号)
同(今村忠助君紹介)(第二〇九二
号)
同(松野頼三君紹介)(第二〇九三
号)
同(吉田吉太郎君紹介)(第二〇九四
号)

同(青柳一郎君紹介)(第二一〇四
号)
同外一件(神田博君紹介)(第二一
一五号)
同(田中不破三君紹介)(第二一一
六号)
同外一件(澁谷雄太郎君紹介)(第二
一一七号)

同(中野武雄君紹介)(第二一一八
号)
同(村瀬宣親君紹介)(第二一九九
号)
同月十五日
憲法第九條改正反対に関する請願
(堤ツルヨ君紹介)(第二一四六
号)

軍人恩給復活に関する請願(小林運
美君紹介)(第二一四七号)
同外二件(小金義昭君紹介)(第二
一四八号)
同外八件(川島金次君紹介)(第二
一四九号)

同(廣川弘禪君紹介)(第二一五〇
号)
同外六件(八木一郎君紹介)(第二
一九九号)
元軍人老齢者の恩給復活に関する請
願(野村孝太郎君紹介)(第二一五
一五号)

同(西村久之君紹介)(第二一九八
号)

同(佐藤重遠君紹介)(第二一九九
号)
同(辻寛一君紹介)(第二二〇〇
号)
同(山口シヅエ君紹介)(第二二〇
一五号)

同(吉田安君紹介)(第二二〇二
号)
同(岡西明貞君紹介)(第二二〇三
号)
同外一件(北村徳太郎君紹介)(第二
二二二五号)

元軍人の恩給臨時措置に関する請願
(佐藤重遠君紹介)(第二一九七
号)
戦傷病者の恩給復活に関する請願
(玉置貴君紹介)(第二二二三
号)

公務員の新恩給制度確立等に関する
請願(須藤義君紹介)(第二二三三
号)
同月二十一日
恩給の不均衡調整に関する請願(福
田喜東君紹介)(第二二四〇
号)

同(田口長治君紹介)(第二二四一
号)
同(佐藤榮作君紹介)(第二二四二
号)
同(岡西明貞君紹介)(第二二八八
号)
同(東井三代次君紹介)(第二三〇三
号)

第一類第一号

内閣委員會議録第十五号

昭和二十七年四月二十三日

の審査を本委員会に付託された。
四月二日

軍人恩給復活に関する陳情書（東京都世田谷区奥沢町三丁目千八百三番地望月信成外一名（第一一〇一〇号）同（宮崎市元軍人恩給復活期成連盟代表金子篤外一名（第一一〇二二号）高齡者の軍人恩給復活に関する陳情書（武蔵野市吉祥寺町四千六百六十七番地河田すみ外十七名（第一一〇三三号）老齡者の軍人恩給復活に関する陳情書（東京都港区赤坂新坂町三十二番地矢島専平（第一一〇四四号）同外一件（東京都杉並区西荻窪三丁目二十八番地村田利行外一名（第一一〇五五号）同（京都市左京区八瀬秋元町五百二十七番地千代間虎之助（第一一〇六六号）同（岡山県上道郡西大寺町新堀友保医院内門田富一郎（第一一〇七七号）同外一件（下関市新町四丁目石田雄多外一名（第一一〇八八号）同（鳥取市栗谷町七十八番地岡島敏行（第一一〇九九号）同外一件（福岡市昭代町三丁目百二十番地小池八十次外一名（第一一一〇〇号）別海村地内に警察予備隊設置に関する陳情書（北海道野付郡別海村長中尾彰良（第一一一一一号）警察予備隊演習用地の買取等に関する陳情書（北海道釧路会議長時田余吉（第一一二二二二号）行政機構改革に関する陳情書（茨城県議会議長宇田川源次郎（第一一二三四号）軍人恩給復活及び遺族援護に関する

陳情書外四件（福岡県軍人恩給復活促進運動有志会朝倉郡代表原彦雄外二千九百六十七名（第一二二九九号）同月十日自治省設置に関する陳情書（福岡県知事杉本勝次（第一二七四四号）軍人恩給復活に関する陳情書外一件（佐賀県杵臼郡杵臼村片白毛利又左エ門外一名（第一二七五五号）老齡者の軍人恩給復活に関する陳情書外一件（東京都世田谷区野沢町一丁目四十九番地矢島維能外一名（第一二七六六号）対馬へ警察予備隊分駐に関する陳情書（長崎県村田町議会議長会会長浦口淳一（第一二七七七号）同月十二日労働省の独立存置に関する陳情書（愛媛県地方労働基準審議会会長伊藤順二郎（第一二三四四号）軍人恩給復活に関する陳情書（佐賀県杵臼郡杵臼村沖永馬場九左エ門外一名（第一二三五五号）老齡者の軍人恩給復活に関する陳情書（仙台市通町百八十二番地東條政二（第一二三六六号）同外一件（東京都品川区大井林町二百四十八番地佐藤充外一名（第一二三七七号）同（大阪市西淀川区佃町二丁目九十九番地見市清（第一二三八八号）軍人恩給復活及び遺族援護に関する陳情書外一件（福岡市今宿町今宿校區代表末松幾次郎外九百六十五名（第一二二九九号）同月十六日軍人恩給復活に関する陳情書（函館恩給即時復活期成連盟委員長成田健次郎（第一二二九九号）

老齡者の軍人恩給復活に関する陳情書（福島県西白河郡関平村大字関和久田崎孝三郎（第一二九四四号）同外一件（千葉県印旛郡遠山村長原厚東篤太郎外一名（第一二九五五号）同外一件（東京都世田谷区北沢三丁目八百八十八番地保田等外一名（第一二九六六号）同（上田市大字上田六千三百五十八番地倉島富次郎（第一二九七七号）同（熊本県阿蘇郡老兵会代表藤原惟皓外二十八名（第一二九八八号）軍人恩給復活及び遺族援護に関する陳情書（福岡県軍人恩給促進運動有志会筑紫郡支部代表瀧生利作外千九百九十五名（第一二九九九号）を本委員会に送付された。
本日の会議に付した事件
統計報告調整法案（内閣提出第一四七号）
〇八木委員長 これより会議を開きます。
本日は統計報告調整法案、内閣提出一四七号を議題といたします。まず法案について提案理由の説明を聴取いたします。菅野官房副長官。

運用に当つては、関係行政機関の権限を不当に侵害しないように留意し、もつぱら統計上の見地から、統計報告の徴集について調整を行わなければならない。
（定義）
第三條 この法律において「統計報告」とは、国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項に規定する国の行政機関をいう。以下「行政機関」という。）が、直接又は地方公共団体の機関を通じて、左に掲げる者に対し、報告様式を示して提出を求める一定の時点または期間についての報告で、その結果の全部又は一部が統計を作成するため用いられるものをいう。
一人又は法人その他の団体（地方公共団体及び政令で定める法人を除く。以下同じ。）で、それらの総数が十以上となるもの
二 政令で定める文教施設、医療施設その他の国家行政組織法第八條に規定する機関又は政令で定めるこれらに準ずる地方公共団体の機関で、それらの総数に、ともに報告の提出を求められる人又は法人その他の団体の総数を加えたものが十以上となるもの
2 この法律において「報告様式」とは、調査票若しくは質問書又はこれらの様式をいう。
（統計報告の徴集についての承認）
第四條 統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長は、左の各号の一に該当する場合を除く外、当該統計報告の徴集について、あらかじめ

じめ、統計委員会の承認を受けなければならない。
一 徴集方法及び報告様式が法律又は政令で定められている統計報告の徴集を行おうとする場合
二 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三條に規定する指定統計調査としての統計報告の徴集を行おうとする場合
2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、左に掲げる事項を記載した申請書を統計委員会に提出しなければならない。
一 当該行政機関の名称
二 目的
三 報告を求める事項
四 報告を求める者の範囲
五 報告を求める期日又は期間
六 徴集方法
七 徴集を行う期間
八 その他統計委員会が必要と認める事項
3 申請書には、報告様式及びその他の参考書類を添付しなければならない。
（承認の基準）
第五條 統計委員会は、前條の申請書を受理したときは、左の基準によつてこれを審査しなければならない。
一 当該統計報告の徴集が統計技術的に見て合理的であること
二 当該統計報告の徴集と既に統計委員会が承認した統計報告の徴集との間に調整の必要がないこと
2 統計委員会は、前項の規定による審査の結果、申請に係る統計報

告の徴集が同項各号の基準に適合してゐると認めるときは、すみやかに、当該統計報告の徴集について期間を定めて承認しなければならない。

(承認又は承認の通知)
第六條 統計委員会は、統計報告の徴集について承認した場合に、前條第二項に規定する期間(以下「承認期間」という。)及び承認番号を文書で当該行政機関の長に通知しなければならない。

2 統計委員会は、統計報告の徴集について承認しなかつた場合には、理由を付した文書でその旨を当該行政機関の長に通知しなければならない。

3 統計委員会は、第四條第一項各号に規定する統計報告の徴集を行うおととする行政機関の長が希望するときは、その求めに応じて、当該統計報告に承認番号を与えることができる。

(承認期間及び承認番号の明示)
第七條 統計報告の徴集について承認を受けた行政機関の長は、当該報告様式にその承認期間及び承認番号を明示しなければならない。

(統計報告の徴集の中止又は変更)
第八條 前條の行政機関の長は、当該統計報告の徴集を中止しようとする場合には、その旨を統計委員会に届け出なければならない。

2 前條の行政機関の長は、当該統計報告の徴集について変更しようとする場合には、変更しようとする統計報告の徴集について、新たに統計委員会の承認を受けなければならない。

(承認の変更)
第九條 統計委員会は、既に承認した統計報告の徴集が第五條第一項各号に規定する承認の基準に適合しなかつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集について変更を求めることができる。

2 統計委員会は、前項の行政機関の長が同項の求めに応じないときは、当該統計報告の徴集についての承認期間を短縮することができる。

3 統計委員会は、前項の規定により承認期間を短縮した場合には、理由を付した文書でその旨を当該行政機関の長に通知しなければならない。

(統計報告の徴集の中止又は変更の要求)
第十條 統計委員会は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する統計報告が徴集されていると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集の中止又は変更を求めることができる。

2 統計委員会は、前項の行政機関の長が同項の求めに応じないときは、内閣総理大臣に対し、当該統計報告の徴集の中止又は変更について必要な措置を求めることができる。

(異議の申立)
第十一條 行政機関の長は、第六條第二項の規定による通知又は第九條第三項の規定による通知を受けた場合において、その処分により当該行政機関の政策の実施が著し

い支障を受けると認めるときは、内閣総理大臣に対し、異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、不服の事由を記載した申立書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の申立書を受理したときは、異議の申立に理由があるかどうかを裁決してなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の裁決の結果、異議の申立が理由があるとして裁決したときは、統計委員会に対し、適当な処置をとることを命じなければならない。

(適用除外)
第十二條 この法律の規定は、政令で定める行政機関が政令で定める事務に關して行う統計報告の徴集については、適用しない。

(報告調整官)
第十三條 この法律の実施に關し、統計委員会と緊密な連絡を図るため、各行政機関の部に、報告調整官を置くことができる。

2 前項の報告調整官は、当該行政機関の長がこれを命ずる。

(施行命令)
第十四條 この法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2 この法律施行の際現に徴集方法及び報告様式が法令に基いて定められてゐる統計報告でこの法律施行後同一の徴集方法及び報告様式により徴集を行うものについては、政令で定める場合を除く外、当該行政機関の長は、この法律施行の日から三年間を限り、第四條第一項の規定にかかわらず、統計委員会の承認を受けずに当該統計報告の徴集を行うことができる。

3 統計法の一部を次のように改正する。
第六條第二項第三号を同項第四号とし、以下一号づつ繰下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 統計報告の徴集について調整を行うこと。
第六條の二第三号を同條第四号とし、同條第四号を同條第五号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 統計報告調整法(昭和二十七年法律第 号)に基いて統計報告の徴集について承認すること。

第八條第一項に次の但書を加える。
但し、統計報告調整法の規定により統計委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

○審判府委員 ただいま議題となりました統計報告調整法案につきまして、その提案理由及び要旨を説明いたします。
現在政府各機関及び地方公共団体が民間から求める各種統計報告は、それぞれの機関の立場から見れば、いずれ

も正当の理由を持つものであります。が、往々にして類似した統計報告の徴集が重複し、またはせつかく徴集した統計報告が徴集方法または様式が適当でないためごく一部の目的にしか適さない場合があります。
政府といたしましては、これにつき、民間経済団体の要望及び昨年来日しました統計使節団長ライス博士の勸告等を取入れ、各種統計報告の徴集について、事前に適切な調整を行い、もつて国民にかける手数の軽減をはかり、かつ行政効率の向上に資するため、今回この法律案を提案することとしたのであります。
この法律案の目的である統計報告の徴集について必要な調整を行うために、本法律案はまず、統計委員会が、特定の統計報告の徴集に対して承認その他の調整を行うこととしたのであります。ただ、各種機関の特殊事情等に應じて、この委員会の調整につき特例ないし適用除外を設けるべきものについては所要の規定を設けてあります。
また、この法律の実施により、各行政機関の権限が不当に侵害され、その統計活動の独自性と政策の実施を阻害することのないよう、特に法律中に運用の基本を明らかにし、統計委員会はもつぱら統計技術上の見地から調整に当るものとし、各種機関の異議申立ての道を開くことといたしました。その他、各行政機関と統計委員会との緊密な連絡をとるため報告調整官を置くこととし、所要の規定を設けました。
なお、この法律の施行に伴う過渡的な混乱を防止するために経過の規定として、現に報告様式を定めて徴集して

いる統計報告は、この法律施行後三年間は、原則として統計委員会の承認を要しないこととしたのであります。

以上本法律案の提案理由並びに内容の略を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○八木委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。今野君。

○今野委員 議事進行について。この質疑に入る前に内閣委員会の議事について委員長にちよつとお伺いしたいのですが、それは先般政府から破壊活動防止法、並びに公安調査庁設置法、それからもう一つ公安審査委員会です。これの設置法に関する重大な法案が提出されておるのでありますが、これの審議について、何でもこれは関連があるから法務委員会でもやる、その他は適宜合同してやるというようなことがきまつたように聞き及んでおるのでありますが、そういう合同審査の手続とかその他については、いかがになつておるのでしようか。非常に重大なことでありますから、ちよつと先に聞かせていただきますか。

○八木委員長 お答えいたします。機構改革に関連を持ちます諸法案、諸案件につきましては、あらためて議題となし御協議をいたしたいと考えております。ただいま御指摘の点に關しましては、理事会をもつて御相談の上、決定したいと思ひます。

○今野委員 そうすると、ただちにこの質疑に入つてよろしいでしょうか。

か。それともほかの方が先にありますから……。

○八木委員長 質疑を許しました。

○今野委員 それでは質疑をいたします。

この提案理由の説明を見ますと、何かこれは実際に拘束力を持つて行われるのは三年後だといふふうで考えられるわけでありまして、そうすると、もう少し機構の問題や何かとあわせて、十分練つてからでも遅くはないんじゃないかと申しますのは、この調整の問題、特に民間団体なんかで各方面からいろいろ調査が来て、そのために非常に迷惑しておるといふような事情等については十分承知いたしておるわけでありまして、しかしこれを實際に行うためには、趣旨は非常にけつこくだけども、相当これは研究を要する点があるんじゃないかと思ふのであります。でありますから、やはりそのための統計事務——これは非常に重大な仕事でありますから、その仕事の機構といつたようなものを一緒にあわせて審議をした方が、われ／＼として官民一貫した審議ができるんじゃないか、そういうふうな考えられるわけですが、その点政府としてどういふふうに考えておられるか。いつその機構については提案されるのか、その点をまずひとつお聞きしておきたい。

○菅野政府委員 お答え申し上げます。ただいま三年間は調整を行わないことができるというふうな御説明申し上げましたのは、この法案の附則の二項にありますように、「この法律施行の際現に徴集方法及び報告様式が法令に基いて定められている統計報告でこの法律施行後同一の徴集方法及び報告

様式により徴集を行うものについては、政令で定める場合を除く外」と云ふこととありまして、法律施行の日から三年間を限つて承認を受けなくてもよい、こういうことでございまして、これは統計報告の全部ではないのでございまして、結局この調整は非常に科学的に、カード式によりまして調整をして行かなければならぬのでありまして、現在行つておるものを全部一時に承認するということは、非常な手数であるばかりでありまして、また非常に時間を要します。その間すべての報告統計をストップするというようなことは、統計報告の趣旨からいいたしまして、まことに妥当でないと考えられるのであります。従いまして、一定の法令によつて、様式とか、あるいは徴集方法がきまつております現在行われ

つていろいろ検討中でありまして、この統計の調整をいたす行政機構につきましても、この法案を提出して御審議を願つておるといふことを十分念頭に置いて、この仕事をすることの最もふさわしい機構を考えております。これは遠からずして提案になると思ひますが、今のところ、ほかの行政機構との関係もありまして、いつというものは申し上げられませんが、近く国会に提出する予定でございまして。

といふ統計報告の徴集にいたしまして、法律上の根拠があることは当然であります。統計報告をとること自体は、すべて直接あるいは間接に法律の根拠があるのでございまして、この附則の二項にございまして、徴集方法とか、あるいは報告様式が法令によつて定められておる統計報告といふことでございまして、これは必ずしも全部ではないのでございまして。従いまして新しく徴集方法あるいは報告様式を定めるという場合におきましては、ほかの統計報告との関係上調整をするのでございまして、それは法律の施行後すぐ適用になる、こういう意味でございまして。

方法がきまつております現在行われおります統計報告については、便宜上三年の余裕を認めたのでございまして、今後新たに徴集するものであるとか、あるいはこの範疇に属しない統計報告等につきましては、もちろん承認を経なければこの法律施行後ではできないのであります。ほんの一部、しつかりした法令の根拠を持つ徴集方法とか、あるいは報告様式がはつきりときめられたものにつきましては、あとに調整をするとして、余裕を持つたのでございまして。従いまして、この法律が施行になりますと、新しい報告とか、あるいはまだ完全な様式とか方法がきまつておらないものにつきましては、すぐ適用があるのでございまして。

それから第二の点で、この調整をする行政機構との関係について御質問があつたのでございしますが、行政機構の点につきましては、目下政府内でも

○菅野政府委員 私のお答えがあるいはあいまいであつたために、誤解があつたかもしれません。お説のごとく、行政をやる上におきましては、た

○今野委員 具体的に言つて、今までどういふものと、どういふものがそういふふうになるのか、その点もし一覽表でもできたら、ひとつ提出していただきたいと思ひます。というのはこれは相当重要なことだと思ふのです。実際の民間団体の迷惑、要望云々ということがありますけれども、しかしながら、實際上の問題としても重要な問題であります。であるから、どういふものがそういふものであるか、ひとつ具体的に示し願えれば幸ひだと思ひます。

それからもう一つ、こういう法律を急いで出さなければならぬとする、今おつしやつたように、つまり新しくこれから統計調査をやつて行く必要が非常にたくさん生じて来て、そのためにこういうものを生じなければならぬといふことにもなるのだらうと思ひますが、即刻にそういうことをやつて、そして新しい方式によつてやつて行かなければならぬものは何と

省の例でありますが、われ々の持つ

なりませんが、近く国会に提出するつもりでございますが、その機構によりま

そうして統計委員会の方に承認を求め

か、それともそういうものは存置しない方針であるか、その点お伺いしたい

にお考えなんでしょうか、その点をもう一

べんお伺いしたい。大内委員長の方に
もひとつその点をお答え願いたいと思
います。

○菅野政府委員 行政機構の改正につ
きましては、新聞紙でいろいろ報ぜら
れておるのでございまして、保安庁以
外はきまつたというようなことが出て
おりますが、ある意味から言くと、そ
ういうことも言えると思いますが、御
承知の通り、法律案としていよいよき
まるといふのは、その法律案を国会に
提出する直前に閣議でもつてきまると
が、これがほんとうにきまつたといえ
るのであります。それまでのことは、
法律案を立案する大体の荒筋を閣議で
話し合つてきめるのでございまして。な
るほどいろいろの点につきましてきま
つた問題もあります。今行政管理
庁を中心としたしまして法律案の立案
を急いでおります。従いまして、法律
案全体としましては今後どういふよう
にかかわるかわかりませんが、ことに行
政機構の改正といふことは、一つの庁
あるいは一つの省だけの問題でなく、
全体の問題として一見きまつたような
ことが、またほかとの関連上動くと
いうこともございまして、これは最
後に法律案として国会に提出する前に
閣議決定をするまでは、どうもはつき
りきまつたといふことは申し上げられ
ないでございまして。新聞紙等に言わ
れておりますのはその骨組みといひ
ますか、大略のところはきまつたこと
をそういうふうに通達しているのじや
ないかと私は想像するのでございま
す。

なおこの法律の実施に当りますと
ころの統計委員会がどうなるかとい
うことにつきまして、その一連の法律

案の中ではつきりすると思うのでござ
います。が、いづれにいたしまして、
先ほど私が冒頭に申しました通り、こ
の法律が国会の審議にかかつて、こ
うしてこの法律が国会を通りまし
たときにはこの仕事があるというこ
とは十分念頭に置きまして、機構なり
いは職員をきめていっているのでござ
いまして、いかなる機構になりまして
も、よくなればとて悪くなるようなこ
とはないといふに確信している次第で
ございます。

○大内政府委員 ただいまの菅野さん
からの御説明の通りであります。か
りに統計に関する各省の定員あるいは
官制が多少変化いたしました。現
在やつてゐる統計及びこれから予定さ
れてゐる統計の数あるいは統計をとる
と自体がそんなに急にふえたり減つた
りするといふふうには考えられないの
であります。統計委員会の方はその各
省のやる統計を一度統計委員会の方に
集めて、そうしてその様式を審査す
るのであります。従つて今仮定されて
ゐる、あるいは今予定されてゐる統計の
数といふものは、統計機構がいかに
にかわりまして大差ないものと考え
ております。

○今野委員 まあその点は私としては
さつき申したように、こういふふう
に調整するといふこと——調整と言
うと非常に言葉がやさしい、その理由
のおもな点として述べたことの一つ
である民間経済団体の要望といふよ
うな点、そういうようなことだけで
重要な統計といふ問題が左右される
ものでは決してないといふことは思
つてゐるわけですが、従つてこうい
うような統計に関する報告様式に關
する改正がな

されるというのは、様式だけの問題で
なくして必ず実態があり、そうして、
その実態にふさわしい機構もやつぱり
つくらなければならぬ。つまり統計
をもつとちやんと内容を豊富にして
やるか、あるいはもうあつたもの
はやらなくていいのだ、まあいろいろ
な問題があるわけですが、そういう点
について十分の見通しを持つてやつて
おられるのだらうと思つております。
従つてその点については、やつぱり審
議の過程で適当な機会に明らかにし
ていただく方が私どもとして判断しや
すいのではないかと考えられるわけ
であります。しかしその点については
先ほどからいろいろ応答があつて、十
分まだ答えを得ないのですから、次
の問題に移つて行きたいと思つて
います。

この提案理由の説明の中にこの法律
案を出したもう一つの理由として「昨
年来日した統計使節団長ライス博士
の報告等」といふふうになつて
おりますが、ライス博士の報告と
いふのは一体どういう意味でなされ
た報告であるか。日本の今までの統計
に対するどういふ見地をもつて、また
将来どういふ見地をもちたいかとい
う点から報告されたものか。その点
を一度お伺いしたいと思います。

○大内政府委員 お答えいたします。
ライス博士の報告と申しますのは、日
本の統計制度に関する第二回目の報告
といふことになつております。第一回
目は、終戦の年の暮れに、日本が民主
的な政治を行うためには特に統計を改
善する必要があるといふのが、多分進
駐軍と言つていただろうと思つて
アメリカの意向であつたと見えて、
進駐軍の意向であつたと見えて、
アメリカのいわば統計委員長、統計基

準部長といひますか、そのライスを団
長として数人の人が日本に参りま
した。その報告をするつもりで来たわ
けであります。ところがそれより前に
日本の統計学者がそのことを——その
ことといふのは日本再建のために統
計を整備する必要があるといふこと
を強く認識しておりました。そのこと
は、前の第一次大戦中において、すで
に統計学会が、日本政府が統計を無視
するのには耐えられぬといふことを
政府に申し入れておりましたが、政府
はそれについて学会に何らの返答をし
なかつた。そこで戦後どうしてもそ
れが必要であるといふので、われわ
れ統計学者の団体がそのことを政府
に申し入れて、やはり統計を整備しな
ければならぬといふことをちやうど
申し入れておりました。そのときにライ
ス参りまして、そのわれわれの案とライ
スの考えておつたところが一致いた
しまして、ライスは報告書を書きまし
たけれども、その報告書には非常にた
くさんいろいろの日本の統計をよくし
なければならぬといふことを述べた
が、しかし大體の線は日本の統計学者
が考えてゐることといふことであ
りました。それから四年間たちまち
撤退するにつれて、将来一言も日本の
統計のために発言しなかつていよいよ
するのには、やはりこの際進駐軍が
——ライスは国際統計会議の会長であ
りますから、国際統計会議の今日まで
の成績、世界中の成績における最善
のものとして、日本の将来のことを考
えて意見を出す必要があるといふ
のが一つ、もう一つはおそらくは進
駐軍が日本に滞在し、これはやむを得

ざる必要でもありました。したがって、
日本政府から非常にたくさん統計を
要求した、そのことの中には多少進
駐軍において願ふべき点、あまり多く
を要求したことがあるといふことを考
えられました。その二つのことからつ
まりこの際進駐軍が引揚げ前に意見
を出しておいて、その意見に従うよう
に日本には報告はするが、しかし干渉
はしない、一切発言はしないといふ意
味において第二回目の報告書ができた
わけでありまして。それがライスの第
二回報告書の一般的性質ですが、その
中ではこういうような總括的批評であ
りました。日本の統計は終戦後非常に進
歩した、しかし進歩しても、まだ批評
する余地はないことではない、つまり改
善する余地がないことではないといふ
のが、彼の見解の基礎でありまして、
その批評の基礎は、日本は統計を尊重
するといふ意味が、たくさん統計を
とるが、しかしそれを何の目的にとり、
またどうした統計を利用するといふ点
において理解が十分ではない、それら
のことを詳細に考えるべきであるとい
うことが結論でありました。

それから今度は、各省の統計、統計
局のやり方あるいはまた国際統計との
関係、それから府県統計、それから町
村統計、そういうことについての意見
もずつと述べておるわけでありまして。
そのうちのひとつといひまして、アメ
リカにおけるレポート・コントロール・
アクト、すなわち一九四二年以来の経
験に基いて、民間から統計をよけい
とるということを政府のみから節制し
て、なるべく少くともるべきであるとい
うことの実験に照して、日本もまた統
計調整法をつくつたらばいいのじやな

いかということを書いてあるのではありません。それらの点について、必要ありまするならば具体的に、詳細に説明いたしますが、大體の精神はそういうこととあつて、ライス・レポートとこの統計報告調整法との關係は、概要右のごとくであります。

○今野委員 今のお話ですが、これがやはり、前に六・三制の問題が文部委員会で問題になつたときもそうであり、あるいはシャープ税制改革のことが問題になつたときもそうであり、どこでも行われていない理想的なものを頭で考へて、そうしてそれがたとい専門家であつても——とかく専門家の場合にはそれが出て来るわけですから。教育の専門家は、あるいは他の専門家の場合にはそれが出て来るわけですが、そういうものを日本にやらせようという試みはおおむね私は失敗であつたと思ふ。この六・三制の問題がそうでありますし、それからシャープ税制についても批判があるわけですから、私も私としては、率直に言つて失敗であつたと思ふわけですから、六・三制についても、アメリカでどこでやつていないのかという、アメリカでもやつていないのか、それではこの州——カリフォルニアとか、その他の州に似ていないかということであり、また、そういう、いろいろ／＼なその國々の現狀の事情といふものに合せないでやると、これは相当ほかでも失敗した例があるのではありません。統計の場合には、そういうようなことがかりに行われなくても、みんなに對する影響はそれほど強くは表面に現れない。それだけにまた長くその影響が残つたときには、これは非常に困ることにな

りはせぬか。そういうことをよく大ざつぱに心配するわけであり、その点について、大内さんとしてはどういふふうにお考えになつてゐるか、自信を持てるかどうか、ひとつ伺ひたいと思ひます。

○大内政府委員 六・三制並びにシャープ報告についての御意見、全部ではありませんが、大體の見当において私は所感をひとしくするものであります。確かにアメリカの最初の日本におけるいろいろ／＼な制度を勧告したそのものの中には、あまりにも理想主義的なところがあつたと思ひます。しかし幸いにして統計の方は、すでにライスが来たときに、先ほど申し上げたような意味におきましてたいへん驚いて、日本の方がよく考へておる、それならば何ら言うところはなないけれども、自分たちの方では考へてゐることを言つておつたといふことで、そういうことになつております。今回のでもやはり非常に向うの方で遠慮して物を言つておるという点を、ごらんくだされば、大體のところをわかつて思ひます。ただこの問題につきまして、特にこの委員会の御了承を求めたいと思ふのは、日本では、アメリカよりは、戦時中統制経済の形が、政府のやり方が国民にとつては非常にましな形になつております。その点はアメリカにおいても傾向は同じであるけれども、程度が非常に違つております。そういう意味において、アメリカのレポート・コントロールの必要と、日本の各省の統計報告要求を政府自身が統制しなければならぬ必要といふものは、たいへん程度が違ふのでありまして、われ／＼の力がそれぞれの点において今新たに強く發揮されなければ

ば、やはりデモクラシーのためにも非常に不利益であります。また政府の統計をつくり、報告をつくる上からいつても、非常に不経済であります。またむだな努力をしてつまらぬものをたくさんつくるということは、特にわれわれが今日考へるべき問題である。そう思つております。

○今野委員 そこでそのライスさんが言われたと大内さんのおつしやることの中に、非常に重大な問題、全体として新たに統計をとることを抑制するという方向に向つておると思ふ。それから目的を理解してない、利用を知らないといふようなお話であります。統計といふものは各官庁でやり、またいろいろ／＼国全体としてもやるわけでございますが、そういう統計といふものは、一体だれが使うものであるか、その点をひとつ伺ひたいと思ふのです。政府だけがもしかりに使うものである、そういう目的でやるとすれば、これは非常に民主政治といふものを、ことによると破壊するやうな利用のされ方をするかもしれない、そういう危険が多分にあるわけであり、そういう点、民間の學者あるいはいろいろ／＼な——われ／＼議員も含めてであります、国民がひとしくこれを使ふのが目的でやるのか、それとも政府が使うためにやるのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○大内政府委員 まつたく適切な御指摘でありまして、統計は最初もしくは最初でなくとも、統計の起つた由來でなくとも、日本におきましては、統計は多く官庁が使う目的のために発達して参りました。そのことが統計を公正にすること、またつばな統計をつ

くるといふことを非常にまずくいたしました。言いかえまして、ライス博士の言つておることはこうだと思ひます。日本はそういう目的でたくさんな統計をつくつたけれども、民間が統計を利用する力を持たなかつた。そのために役人が一生懸命統計をつくるのにほんとうの目的を理解してない。そのほんとうの目的というのは、やはり民間の人々が、あるいは国民生活のために、あるいは産業経済発達のために利用することであるが、その利用の程度が少いから、そこで日本はせつかく統計が多くなつても、つばな統計ができていないといふことにあると思ひます。今、今野さんの御指摘の通りでありまして、私も私は正しい統計をつくるという考へを持つておりますが、しかしその正しい、正しくないという問題の中心は、やはり使つてみて、国民経済あるいは国民生活の改善にほんとうに役立つのであるかどうかということに最後はなるのであります。それらについてわが国の統計は、從來そんなによく利用されていなかったといふことが、今ライスも非難しておるやうな問題であつたと思ひます。これから統計をつくる目的は、つくるのは政府であり、使うのは民間であるといふことに主力を置きたいと思つております。レポート・コントロールも、またそういう趣旨を、同じ金でよく果したいといふところにあるのであります。要するに労働問題でも、あるいは政策の立て方でも、皆さんが十分統計をお使いくださるといふと、統計はよくなるということに標準を置いております。

問題について、もう一つお伺ひしたいと思ひます。政府が使うのではなくて、民間が使う。民間が使うとすれば、これは商業上に使うこともありましようし、その他あらゆる目的に使うことと思ひますが、この利用とかこれを使うといふことを、かりに非常に広い全部の使い道をあげれば、これは統計の性格といふものは、非常に客観的な真実を明らかにしなければならぬといふことになるわけですから、しかしながらもし狭い意味にこれをとりましますならば、これはつまりできるだけある種の目的、当時の政府がある政策を遂行しよう、その政策に都合のいいように、統計をこしらへ上げるということも、これはできるわけであり、これは大内先生よく御存じの通り、ケトレの有名な格言であることをごさいます。統計はあらゆることを根拠づけるもの、どんなことでも統計によつて根拠づけることができる、といふことが言われているくらいであります。従つてかつてなりくつをこれから引出すことができる。そういうやうなことになるやうな、これは非常に弊害が多くなるやうに考へられるのであります。ですから客観的な真実を明らかにする、こゝういふ目的でつくられるのかどうか、そういうふうなまた法律や、あるいは全体的機構、あるいはそこに在る人間、それを運用する人、そういうやうな面で、そういうやうなことが保証されるやうに現在なつてゐるか、あるいはそれをそういうやうにすることができるか、その点を一つお伺ひしたい。

○大内政府委員 それらの点につきましては、問題が非常にむずかしいこと

を含んでおります。一つは技術的に、なるべく今の技術で許す限りにおいて、正しい、いい統計をつくるというふうに、統計委員会はやつて行つております。しかしながらあらゆる問題に必要なすべての統計を、日本が現在つくつておるか、そういうふうな御質問でありますならば、それはよほどむづかしいので、つくつておるといふことは言えない。また次に、今政府のつくつておる統計のすべてが、一番重要な統計の順序に従つてきておるか、すなわちある意味においては無用なものがないかといふことになりまして、やはり今野さんの疑問のような点があります。そこですべての統計を合せて、現在ある統計が日本の客観的、社会的事実をちゃんと現わすようにできておるかという御質問、あるいはそういうふうなことがないようになれるかといふことになりまして、私はそれは自信がありません。そういうことはできないと思ひます。つまり今の世の中の要求に従つてきておる。というのは、現在の世の中の要求が、今野さんの御理解くださる言葉で言うならば、資本主義的なその社会の要求に従つて、どうしても統計は作成されますから、技術的になるべく正しいものをつくりまして、それらの点において、反対側の人々のすべての要求を満たすというふうな統計を全部整えるということとは不可能でありまして、それは今の限られた力ではできません。ただ統計をつくるものを監督する委員会といつたものは、そういうふうな場合でありまして、なるべく国民の全部のよい利用できるように統計を先につくるというように努力したいと思つております。

すし、もう一つは、すべての統計について、日本の技術の許す限り、客観的に間違ひのない統計、つまり統計自体としてはそれを言わない統計をつくりたいと思ひます。もう一度申し上げますと、今野さんに対して釈迦に説法かもしれませんが、やはり現在の社会の特色といふか、欠点といふか、そういうものを統計も持つておるのであります。しかしそういう統計の中からでも十分偉い人は、たとえばレーニンはいわゆるブルジョア統計の中からかなりつばな著作をし、あんまりつばな結論を得たといふようなことがあります。それから、そういうふうな御利用くださるというふうな考えております。

○今野委員 では少く具体的例についてお伺ひしたい。日本の農業が非常に零細農業であるといふことは、昔も今もかわらないようです。それでそういうような実態、あるいは日本でのくらしい耕すことのできる土地があるかといふようない／＼な問題、農業についての根本的な問題を明らかにしようと思つても、戦前なか／＼できなかった。ところがたゞ／＼昭和二十六年の農林省の統計などでは、相当詳細にこの耕作規模別農家数とその他のいろいろなものが載つておられて、非常にいい／＼な問題を考えるのに案になつたと思ひます。ところがその後またそういうものはなくなつてしまつて、農林統計に関する限り非常に退化しておるやうに考えられます。それから賃金の問題あるいは雇用の問題等につきまして、労働統計の面などでも、やはり今まであつた統計がなくなつてしまつて、非常に不便を感じておる学者もある。

るのであります。これは単なる学者だけのことでございせん。それからまたこの前に、事務局長さんに対して質問をしたわけでございしますが、たとえば内閣統計局でやつておるCPIなを見ましても、それが実際に利用され、あるいは各種の人事委員会その他国会の委員会において論議されておる形と、それからそれがつづられておる実態とは、たいへん食い違ひがあるといふこと、卒直に言えば、ごまかして使つておるといふこと、CPIといふものは、たとえば一九四八年の十月のCPIは非常に下つておる。ほこんとカーブを描いて下つておる。そのところで主食が下つておる。そのため全体が下つておる。そこでいかにCPI、つまり消費者価格指数が横ばいであるかのような印象を与える。ところが事実そのときには、主食の配給はずつともであつて、従つてそういうような下り方をしたといふことは、当時の事情を調べてみると明らかであります。そうすると生活内容——これはそういうものばかりではありませぬ。石けんにしても、その他あらゆる日用品について同じことが言えるわけでありまして、生活内容が悪くなる。そうすると、CPIが非常に下つて来て、生活が楽になつたやうな印象を与える。こういうやうな統計は、真実を明らかにするといふよりは、むしろ真実のあり方をごまかしておるやうなことになるわけでありまして、私も人事委員会ですういふ問題に対してやつたこともあります。あるいは労働委員会その他の委員会では賃金、給与等の問題を論議するときは、そのCPIが援用される。最近では労働組合ではその事実がはつ

きりして、もうCPIを当てにしない、あれはだめだからあてにしない。こういうやうな傾向が総評などに強く出て参つて来ております。こういうやうなことになる、せつ／＼く国費を使つてやつておる、それがかえつて国民の大部分を占める勤労者にとつて有害なものであるという判定を下された。そしてこの日本の勤労者の大部分を含んでいる総評委員会において、そういうものの価値を認めぬといふやうなことがなつて来ておるとすれば、これもまた非常に一方的なある種の目的を持つた——ある種の目的を引下げようといふ目的を持つた統計であるといふふうに、判定せざるを得ないわけでありまして、これらの事情が最近ずつとあまりに多くなつて来ている。そこへもつて来て、統計を節約するといふやうなことが一般的にやられますと、なおさらもつて民主的な政治といふよりは、むしろあべこべにそれに逆行するやうな方向に行きはしないかといふことがはつきり出て来るわけでありまして、しかも最近においては日本の産業のかなり大きな部分が、いわゆる特需関係とかその他のことになつて来ておる。運輸関係とか通信関係はもろ／＼そうである。こういうことになりまして、そういうところにおける調査が軍事上の機密であるといふやうなことでもつて拒まれるといふことは毎度のことです。はなはだしきに至つては、横濱で二つばかりの例があるのであります。労働者が賃金の要求をする、会社側では赤字だと言ふ。いやそうじゃない、これだけの仕事を現にしている、それでこれだけもうかつているはずだ

というデータを出したら、それはスパイ活動だといふことで組合の役員が首切られておる、こういうことも起つて来ているわけでありまして。こういうことになりまして、民間から統計をとるのを節約する。これはアメリカの場合には民間会社といふものの力が非常に強くなつて、先般辞職されたあのウィルソン氏が、事実上の大統領であるといふやうな民間会社が自分のところのデータを秘密にしようといふ意図は、資本主義の最後の段階としてよくわかることです。それをやはり日本の国内にも持ち込んで来るのではないか、それが最近の統計がだん／＼減つて来る、あるいは歪曲されておる、そういう結果になつて来ているのではないか、こういうふうな考えられるわけですが、その点について大内先生としてはどういう御所見があるか伺ひたい。

○八木委員長 答弁者にも質問者にも申し上げますが、なるべく簡潔にお願いいたします。

○大内政府委員 今の農業統計がどういふ統計がなくなつたかといふことが問題です。終戦後における日本農業統計の発達といふことは、これはもうだれでも御承知くださることでありまして、近藤博士が統計局長として特に米の供出その他の必要上からまた農業改革の必要上から、あらゆる面にわたつて日本農業統計が長足の進歩をしたといふことは、だれでも認めてくださつていふことと存じます。

それからその次にCPIの問題であります。CPIにおける今の問題は、お説の通りであります。これは統計が決して間違つていないわけではなく

て、一九四八年十月にいもをよけい配つたから、そうして米を配らなかつたからそのとき食糧費が安くなつておる。その安くなつておるといふ事実が統計にちゃんと現れておる。それを統計を使う人が知らないで、食糧費と書いてあればこれを米であると解して、それをごまかして使つたといふことはあるかもしれない。もしあるとすればその方が悪いのであつて、いもを配給して食糧が安くなつたなどというところが統計の数字として表われているといふことは、何も統計の間違ひではない。もしそう現れなかつたら統計の間違ひであります。つまりその点を利用する人が、両方から批判していただかないと、それをごまかしてはいかぬといふことが一つでありますし、ごまかしておつたならばそれを十分に指摘してもらいたい。そうすると初めて統計の正しい利用方法ができる。それは統計のつくり方の問題ではなくて利用方法の問題であります。それからこの法律によつて政府が統計を節約するといふようなことは決してしません。減少させるということをする意図は少しもありません。ただむだなことを政府がやつておる、二重になつておる、むだなものを省略することによつて生れた金を使つて、まず／＼よい統計をつくらう、そういう考えであります。私はその意味においてこの法律に力を入れておるのであります。

○今野委員 そこでさつきのCPIの点ですが、これはなるほどお説の通りなんです。私もそう思います。統計自身は真実を語つてゐる。けれどもそれを利用する方が悪い。ところが給与法その他の給与関係の法律あるいは内規

的なもの、そういうようなものが、やはりそのCPIを基準にして行われておるといふことです。このことは私の考えではCPIの非常に悪い使い方であらうと思ひます。その点はいかがでしょう。

○大内政府委員 これは具体的な場合によつて違ふと思ひますが、悪く使つたときは悪いと思ひます。私は今それについて何ら意見はありません。

○今野委員 そうすると、だれが考えてもCPI、消費者価格指数というものを立てる場合には、生活内容を同じにするといふことが当然だと思ひます。生活内容が同じで、しかもその価格がどのくらい変動するか、それが数字に表わされておるべきであらうと思ひます。そうすれば当然給与とかいろいろの問題に役立ち得るものができる、これはもうだれが考えてもわかることではあります。従つてそうしない

で、現在のようなり方をしておるとすれば、これは実際給与とかいろいろのものをきめるのには役に立たないことになるわけではあります。そうすればやはり統計のとり方が適切でありやいなやという問題に、結局は返つて来るわけではあります。その点はどういう御意見でしょうか。

○大内政府委員 それは非常にむづかしい日本の現在の統計問題に触れられたことになりました。つまりCPIの基礎になつておる物品、すなわち消費者価格の基礎になつておる物品は、生計に必要なものではありませんが、しかしある具体的な典型的な生計費を基礎にしていない。その意味においてCPIは生計費調査とは違ふのです。そこに問題があるわけではあります。生計費調

査の方を中心にするべきか、一般的消費物価を中心にするべきか、この二つの統計のいづれを重んずべきかという問題は、われ／＼の非常にむづかしい問題であります。今野さんのあとの方にした方が適當ではないかという御意見であります。それも確かに一つの有力な御意見であります。しかしわれ／＼がCPIをつくつたのは、日本の物価が今とは違ひましてあんなに変動しておりまして、どのくらいの変動をしておるかといふことを中心に調べたのであります。それを直接に労働者の生活水準を示すものとして使うのが適當かどうかといふことについては、私も疑問を持つておるわけではあります。

○今野委員 そのほかさつき軍機関係といふことの質問から入つたのですが、その点についてはどういふお考えですか、産業調査といふことはほとんど不可能になりはしないかと思ふ。従つてそういうものに対する客観的な資料といふものは、もはや国民には明らかにされなくなるんじゃないか、今度の行政協定などによつて、占領と同じような状態がずっと延長されることになる、そういうふうな考えられるし、また現実にさつき言つたようなことになると思ひますが、その点はいかがでございませうか。

○大内政府委員 そういう客観的な事実についてはいろいろな見方があると思いますが、私はやはり今野さんと同じように、そういうことがないよう統計委員会としては希望しますし、また政府でそういう話がありましたら、統計に関する限りはなるべくそういうことを申し述べるつもりであります。

○今野委員 大体質問を終わりたいと思ふのですが、最後に私として申し上げたいことは、やはり先日労働委員会でもつて失業の問題と臨時工の問題があつたそうです。そうすると臨時工の数は労働者としてわかつていないといふことではあります。これは非常に重大な問題がたくさん含まれてゐる。それで失業者の数や何かについても、現在の失業統計のやり方ではほんとうに失業しておつても失業者の中に入らぬといふような、率直に言つて確実な数字が出ていない。人為的に数を減らすために見せかけの数字を使つていふ言つてあつて過言でないような統計のとり方をやつてゐる。それからその他最近また別な面では徴兵検査がありはしないかといふようなことが青年の間で大分不安になつておられます。いろいろ各種の調査、前にどういふ兵種であつたか、その他いろいろ統計——これは必ずしも統計ばかりには限りませんが、調査がなされ、内閣統計局あたりでもまた国勢調査や何かの場合に、そういうような実際戦争に動員できる人たちがどのくらいかといふような、当りををつけることを先にやらされておるといふようなことも、私たちとして調査して大体聞き知つてゐるわけではあります。そのようないろ／＼な事実について、これは必ずしも政府でお認めにならないと思ひますが、ともかくそういう事実がたくさんにできて来ている。そういう際に統計を中央に集約して報告様式を統一する、そういうことは様式だけのコントロールにとどまらずに、やはり内容のコントロールにどうしてもなつて行く、こういうようにしか考えられないわけではあります。現在の状

態ではそれが大多数の国民にとつては不利に、そうして政府の再軍備の目的とかその他の大資本家の軍需産業や何かをやつて行く上目的とか、そういう点について有利になつて来ている。こういうふうな傾向が少からず見えるように私どもとしては思はれるわけではあります。この点は一／＼事実をあげて、私としては重大な問題ですからつきりさせる余裕がほしいわけですが、統計委員会として、できるだけ良心的にわれ／＼は日本の平和をほんとうに保つて行く、日本としての独立性をはつきり保つて行く、こういう見地からやはりやつてもらふなければならぬと思ふ。今の政府のもとでそれができるといふふうには思ひませんけれども、私たちとしてはそういう希望を強く持つて、あくまでそういうふうにし上げて私の質問を打切ることになります。

○八木委員長 これにて質疑は終了しました。本日はこれにて散会いたします。次回は二十六日土曜日午前十一時より開会いたします。

午後三時十五分散会

昭和二十七年五月八日印刷

昭和二十七年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所